

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年4月2日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「地域振興部企画管理室及び文化資源活用課の事務分掌（平成28年度最初のもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和2年4月16日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

文化資源活用課に係る職員事務分掌（平成28年度分）

##### （2）開示しない部分

- ア 一部の嘱託職員及び日々雇用職員の氏名
- イ 個人の状況がわかる記述

##### （3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和2年7月10日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の一部の嘱託職員の氏名を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

#### 4 諮 問

令和2年11月20日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

決定を取り消す

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

理由提示に不備があり、一部の嘱託職員の氏名は不開示情報ではないと考えられる。

##### (2) 意見書

###### 1 理由提示について

理由提示の制度は、開示請求者に処分を知らせて不服申立ての判断に資する趣旨から設けられたものであるから、当該行政文書中どのような情報をどのような理由で不開示としたのかを知り得る程度の具体性が要求されている。

本件の不開示部分の一つは、一部の嘱託職員の氏名であるところ、開示文書によると、嘱託職員は4名で、その分掌事務はいずれも奈良県内の史料編纂に関することと同一である。開示しない理由は、条例第7条第2号に該当。個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、と該当条号とその条文を引き写しているが、氏名が個人識別情報であることは他の嘱託も同様であるから、この1名の氏名のみを不開示とする具体的な理由が示されなくては不服申立ての適否が判断できず、理由提示に不備があるといわざるを得ない。

###### 2 一部の嘱託職員の不開示について

不開示の嘱託職員の氏名は、個人識別情報であるから、条例第7条第2号ただし書の問題に帰着する。奈良県情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）の条例第7条第2号の【解釈・運用】では、ただし書アは、「個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである」（解釈運用基準26頁）と説明されている。

審査請求人は、令和元年6月21日文化資源活用課の嘱託職員等の採用等の文書を請求し、令和元年8月19日付け文資第147号行政文書一部開示決定を得た。この中で嘱託職員の氏名に不開示はない。この開示文書のうち平成27年3月決裁の起案文書から平成28年3月30日決裁の起案文書を整理すると以下になる。

なお、嘱託職員は年度単位の任用のため、年度末の3月に発令の決裁をし、年度初めの4月1日から任用すると考えられる。よって、平成27年3月決裁の起案で発令された者は、平成27年4月1日からの1年間、平成28年3月30日決裁の起案で発令された者は、平成28年4月1日からの1年間の任用と考えるのが自然である。平成28年2月29日の起案で発令された者は、当該年度末までの任用と考えられる。

- ・平成27年3月決裁の起案で発令された文化資源活用課の嘱託職員  
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇（いずれも図書情報館に駐在）
- ・平成28年2月29日の起案で発令された文化資源活用課の嘱託職員  
〇〇〇〇（図書情報館に駐在）
- ・平成28年3月30日決裁の起案で発令された文化資源活用課の嘱託職員  
〇〇〇〇（参与）、〇〇〇〇（学芸統括参与）  
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇（いずれも図書情報館に駐在）

次に、平成27年6月1日現在と平成28年7月1日現在の職員録を示す。

- ・平成27年6月1日現在 奈良県職員録  
史料編纂・歴史展示係 嘱託 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
- ・平成28年7月1日現在 奈良県職員録  
史料編纂・歴史展示係 嘱託 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

平成28年3月30日決裁の起案で発令された者は、通常平成28年4月1日から在籍していると考えられるところ、平成28年3月30日決裁の起案で発令された文化資源活用課の嘱託職員と、本件で開示された平成28年度の事務分掌を比較すると、〇〇〇〇だけが見当たらない。よって、不開示の嘱託職員は〇〇〇〇であると考えられる。なお、職員録は誤りが多く、職員録の記載をそのまま鵜呑みにすることは禁物である。

発令文書の嘱託職員の氏名は不開示情報でないとして開示したものであり、一人に開示したということは誰にでも開示できることを意味するから、〇〇〇〇の氏名は公になっているといえる。

平成28年度の職員録は、平成28年7月1日時点の職員の氏名を公にしたものに過ぎず、事務分掌は4月当初に作成されることから、平成28年度の職員録に氏名がないことが不開示妥当の根拠とはならない。

よって、本件不開示の一部の嘱託職員の氏名が〇〇〇〇であれば、平成27年度の職員録及び平成28年3月30日決裁の起案の発令文書で氏名が公にされているので、条例第7条第2号ただし書アにあたり開示すべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件行政文書について

実施機関では、職員の人事異動が行われた際に所掌事務に係る担当を定め、それを記載した事務分掌表を作成している。本件では、実施機関が保有している、平成28年度の事務分掌に係る文書を開示請求の対象文書として特定した。

##### 2 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に「決定を取り消す」と記載し、「審査請求の理由欄」において、「理由提示に不備があり、一部の嘱託職員の氏名は不開示情報ではないと考えられる。」と記載していることから、審査

請求人は本件審査請求において、一部の嘱託職員の氏名（以下「本件不開示情報」という。）の条例第7条第2号該当性及び本件決定における理由付記の妥当性について審査を求める趣旨と解した。

### 3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

本件不開示情報は、これを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号ただし書アが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

実施機関が氏名を公表する慣行がある場合又は公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

この点、奈良県職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載されている。職員録は、毎年発行され、販売等の方法により公にされていることから、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされているものとして開示されているが、本件不開示情報である嘱託職員の氏名については、職員録に掲載していない。

これらのことから、本件不開示情報である嘱託職員の氏名は公にされているとは解されず、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、一部の嘱託職員の氏名は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

#### 4 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各校に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解されている。

この点、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書には、開示しない部分欄に「一部の嘱託職員及び日々雇用職員の氏名」、「個人の状況がわかる記述」と記載し、開示しない理由欄に「条例第7条第2号に該当」等不開示とした根拠規定及び本件不開示情報の性質等が相当程度具体的に記載されている。

また、不開示としている「個人の状況がわかる記述」については、具体的にどの部分がこれに当たるかを記載すると不開示としている個人の状況が具体的に明らかになるおそれがある。

行政文書公開の開示決定等の理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要がある、このことを考慮すると、本件決定における理由付記は、本件決定を取消さなければならないほどの不備はない。

#### 5 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

### 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

## 2 本件行政文書について

実施機関では、職員の人事異動が行われた際に所掌事務に係る担当を定め、それを記載した事務分掌を作成している。

本件行政文書は、実施機関における平成28年度の文化資源活用課に係る事務分掌である。

## 3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、事務分掌のうち、審査請求人が開示を求めている一部の嘱託職員(以下「本件嘱託職員」という。)の氏名について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録(以下、単に「職員録」という。)に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして開示されている。

そうすると、本件嘱託職員が、当該年度の職員録に掲載されているかどうか問題となる。

まず事務分掌の作成に関して、事務局を通じて実施機関に確認したところ、事務分掌は、年度当初時点に在籍する職員ごとに所掌する事務を定めて記載する文書であり、年度途中で人事異動等で変更が生じた場合は、変更した事務分掌を作成することがあるとのことであり、いずれにしても事務分掌作成時点と職員録の編集時点との間に一定期間の乖離が生じうることから、その間の人事異動等により、事務分掌の内容と職員録の内容の間に相違が生じる場合がある

との説明があった。また、本件開示請求では、事務分掌の中でも平成28年度最初のものとして審査請求人から指定されていたため、対象文書として年度当初の事務分掌を特定したところ、平成28年度の職員録が編集された平成28年7月1日時点では本件嘱託職員が文化資源活用課に在籍していなかったことから、平成28年度の職員録の内容と、年度当初に作成された事務分掌の内容とに相違が生じているとの説明があった。

そこで、当審査会が事務局に平成28年度7月1日時点で編集された平成28年度の職員録を確認させたところ、本件嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

職員録は、単に編集時点における職員の所属先を明らかにしているものに過ぎず、職員録に掲載されていない職員が当該年度の当初に、あるいは年度中に一度も当該所属に所属していないことを示すものではなく、年度当初に作成された事務分掌に掲載され、かつ年度当初に在籍していた職員が、職員録編集時点には在籍していなかったという実施機関の説明に特段不合理な点はないと考えるのが相当である。

したがって本件嘱託職員の氏名は、平成28年度当初に作成された事務分掌に掲載されているものの、当該年度の職員録に掲載されていなかったことから、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、本件嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

#### 4 理由付記の不備について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

本件決定に係る理由付記について、審査請求人は、条例の規定を引き写しただけに過ぎないものであって、具体的な理由をまったく窺い知ることができない違法なものと言わざるを得ないと主張している。

この点、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書では、不開示部分を具体的に記載するとともに、不開示とした根拠条項と併せてその規定を適用した理由として、当該条文の該当部分を引用して不開示理由が記載されており、不開示情報が明らかにならない限度で具体的に記載されている。

これらのことから、本件決定に係る理由付記は、取り消さなければならないほどの不備があるとまでは言えない。

#### 5 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判

断を左右するものではない。

## **6 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。



(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 2年11月20日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 2年12月25日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 5年 4月21日 (第265回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 5月29日 (第266回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 7月 6日 (第267回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 8月 3日 (第268回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 9月11日 (第269回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年12月18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひ ろ こ 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
た か や ま さ し 高 谷 政 史	弁護士	
た け む ら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ た か し 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
は や し あ き と も 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	